

2 経営第 3 4 0 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

公益財団法人農林水産長期金融協会理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第 5 の 1 の (5) の農
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものの一部改正について

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第 5 の 1 の (5) の農林水産省
経営局金融調整課長が別に定めるもの (令和 2 年 3 月 3 0 日 元 経営第 3 2 3 9 号 農林水産省経
営局金融調整課長通知) の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経
営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調
整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494
号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の
規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び
同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種
取決め等を含む。)

附 則(令和2年3月30日元経営第3239号)

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日2経営第3406号)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。